

【例1】宅地分譲を目的に、土地A、D、Eを購入した場合。

【答】**届出必要**（基本的な考え方①）

土地D、Eは隣接しており土地Aも隣接しているとみなせる。よって、今回のケースでは土地A、D、Eは一団の土地と認められるため、届出が必要になる。

（補足）上記については、あくまでも土地A～Eが空地の場合であり、橋のある河川や踏切のある線路等を挟む場合でも物理的一体性が認められている。ただし、土地同士の距離が近い場合でも土地の状況によっては、一団の土地と認められない場合もあるため、詳細は市町村窓口又は県担当へ御相談ください。

【例2】一連の事業計画に基づき、**将来的に届出対象面積以上の土地**（土地A～D）を取得しようとして、それぞれ土地の「買い進み」を行っていく場合。

【答】**届出必要**（基本的な考え方②）

土地A～Dの面積が2,000㎡を超えるため、契約書ごとに届出が必要。なお、他事例も同様になるが各契約書の日付間隔が2週間以内の場合は、複数提出予定の届出を1枚にまとめることも可能。

※ 一連の事業計画…最初の契約段階で想定する最大面積で判断する（計画図などの根拠資料を確認。）

【例3】一連の事業計画に基づき、**将来的に届出対象面積未満の土地**（土地B～C）を取得しようとして、それぞれ土地の「買い進み」を行っていく場合。

【答】**届出不要**（基本的な考え方③）

土地B～Cの面積が2,000㎡未満となるため、届出は不要。

【例4】宅地分譲を目的に、土地Eを取得した後、土地Eの分譲地販売が好調であることから事業拡大のために、土地A～Dを新たに宅地分譲の目的で購入した場合。

【答】**土地E分は届出不要、土地A～D分は2,000㎡を超えるので届出必要**（基本的な考え方④）

土地Eを取得した際には、土地A～Dを購入する予定がなかったため、一団の土地と認められず土地E分は届出不要。土地A～Dは面積が2,000㎡を超えるため、こちらは届出が必要となる。

【例5】宅地分譲を目的に、土地Eを取得した後、土地Eの分譲地販売が好調であることから事業拡大のために、土地Dを新た宅地分譲の目的で購入した場合。

【答】**土地E分は届出不要、土地D分も届出不要**（基本的な考え方⑤）

土地Eを取得した際には、土地Dを購入する予定がなかったため、一団の土地と認められず土地E分は届出不要。土地Dは500㎡のため、こちらも届出不要。

【例6】宅地分譲を目的に、土地A～Dを一括取得し届け出たのち、新たに計画した宅地分譲事業のもとに土地Eを購入した場合。

【答】**土地E分は届出不要**（基本的な考え方⑤）

土地A～Dを購入した際には、土地Eを購入する予定がないため土地Eについては届出不要。